

宇都宮市自治基本条例を 考える会議の 検討状況について（案）

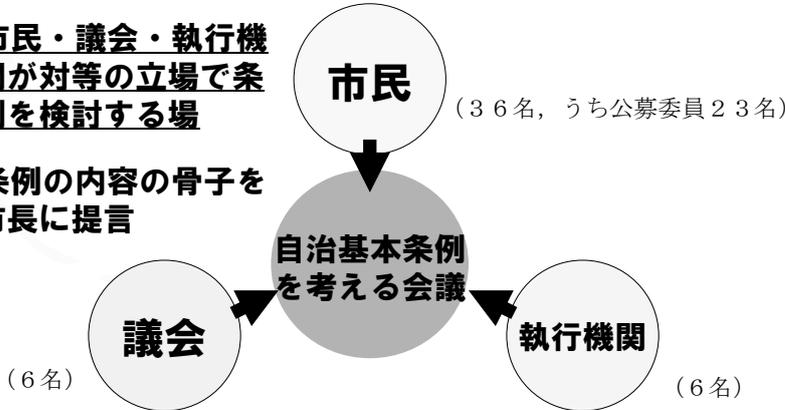
平成20年2月16日

● 「宇都宮市自治基本条例を考える会議」とは？

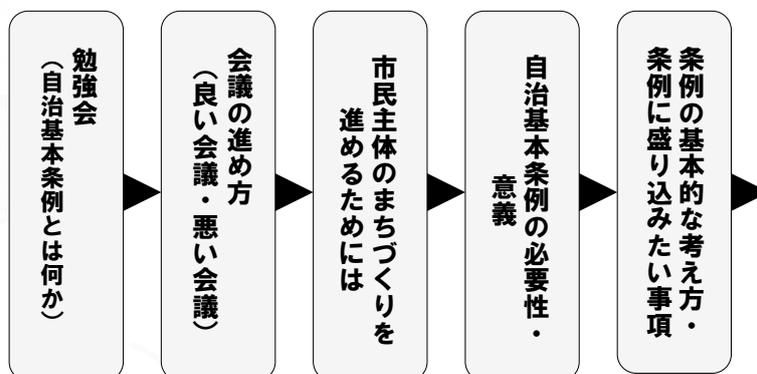
「自治基本条例」
…「市民」、「議会」、「執行機関（市役所）」の役割、権利、
責務等を定める。

★市民・議会・執行機
関が対等の立場で条
例を検討する場

★条例の内容の骨子を
市長に提言



● 平成18年度の経過



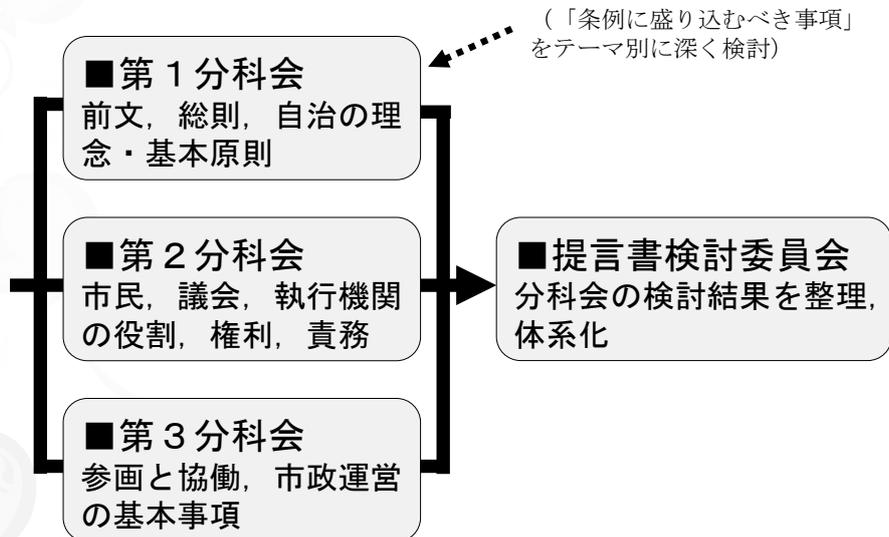
2

《条例に盛り込みたい事項》

- 前文
- 総則
- 自治の理念と基本原則
- 市民等の権利と責務
- 議会の役割と責務
- 執行機関の役割と責務
- 参画と協働
- 市政運営の基本事項

3

● 平成19年度の経過



4

● 現時点での「条例に盛り込むべき内容」のポイント

この条例は,

- ・ 市民が、さらに幸せに暮らせるようにしていくことを目的として,
- ・ 市民主体のまちづくりを確立するために必要な、自治の基本的な事項・仕組みを定める。

5

第1分科会の検討結果

前文, 総則, 自治の理念・基本原則

6

■前文

●目指すべき自治のかたちやまちのあるべき姿

- ・ **より住みやすいまち**
- ・ **思いやりのある社会**

をつくっていきたい。

7

■ 総則

● 条例の目的

- ・ **自治の基本的な仕組み**を定める
ことで、



- ・ **市民主体のまちづくりを確立し、**
- ・ **市民がさらに幸せに暮らせるよ
うに**していく。

8

■ 総則

● 「協働」の定義

- ・ **各主体（市民、自治会、NPO・ボラ
ンティア、事業者、議会、執行機関
等）が、**
- ・ **役割と責任を担い合い、**
- ・ **連携・協力して、**
- ・ **自治に取り組む。**

9

■ 総則

● 条例の位置付け

- ・ 市は、条例の制定、政策の実施の際、**自治基本条例を最大限、尊重**しなければならない。

10

■ 自治の基本原則

- 1 自己決定、自己責任
- 2 個人の尊重
- 3 協働
- 4 公共的活動の範囲等
- 5 情報の共有
- 6 人づくり
- 7 社会資源の利活用

11

■自治の基本原則

●人づくり

- ・ **各主体は協力して、人材を育成する。**

●社会資源の利活用

- ・ **各主体は、社会資源を利活用・創出し、提供し合う。**

12

第2分科会の検討結果

市民，議会，執行機関の役割，権利，責務

13

■市民等の権利と責務

●市民の権利

- ・ 市民としての**幸せを求めていく**ことができる。
- ・ **公共的活動に参加**することができる。
- ・ 公共的活動に関する**情報を求める**ことができる。
- ・ 自らに応じた**行政サービスを受ける**ことができる。

14

■市民等の権利と責務

●市民の責務

- ・ 自主的・自律的に**公共的活動に参加**
- ・ **発言・行動に責任**を持つ。
- ・ **税金・使用料・役務**などを負担
- ・ 公共的活動に参加し、実行するため、**自己研鑽**に努める。

15

■市民等の権利と責務

●地域活動団体（自治会等）の責務

- ・ 地域内の**市民の対話を促し**，地域内の**市民の意見の集約**を図り，**地域の課題の解決**に努める。
- ・ 地域内の活動団体，その他の各主体と協力して，**ネットワークの強化と情報共有**に努める。

16

■市民等の権利と責務

●非営利活動団体（NPO・ボランティア）の責務

- ・ 各主体を**先導**または**補完**して，市民の要望に応え，**社会的使命を果たし**，市民がさらに幸せに暮らすことができるよう努める。
- ・ 地域内の活動団体，その他の各主体と協力して，**ネットワークの強化と情報共有**に努める。

17

■市民等の権利と責務

●事業者の責務

- ・ 自主的・自律的に**公共的活動（社会貢献活動）**を行う。
- ・ 発言・行動に責任を持つ。
（企業の社会的責任：CSR）
- ・ 従業員の**ワーク・ライフ・バランス（業務・私的活動・公共的活動の調和）**に配慮

18

■議会・執行機関の役割と責務

●議員の責務

●市長の責務

●職員の責務

- ・ **公正・誠実な職務遂行**
- ・ 市民全体が幸せに暮らしていくことができるように、**広く自己研鑽**に努める。

19

第3分科会の検討結果

参画と協働，市政運営の仕組み

20

■参画と協働

●自助，共助，公助

- ・ 市民は，**自分や家族でできることはその中**です。
- ・ 市民は，**地域コミュニティや地域活動団体**の中でできることはその中です。
- ・ その上で，市や県・国と協力しなければできないことをしていく。
- ・ 市民は，**地域コミュニティ・地域活動団体**を強く，**確かなもの**にしていく。

21

■参画と協働

●地域主体のまちづくり

- ・ 各主体は協力し、**小学校区等を基本とする等、住民の生活圏に配慮した、適正な地域区分**をしながら、まちづくりに取り組む。

22

■参画と協働

●協働の推進

執行機関は、

- ・ **審議会・懇談会の公開、公募委員の導入**
- ・ **パブリックコメント**

等、市民参画の機会を整備

23

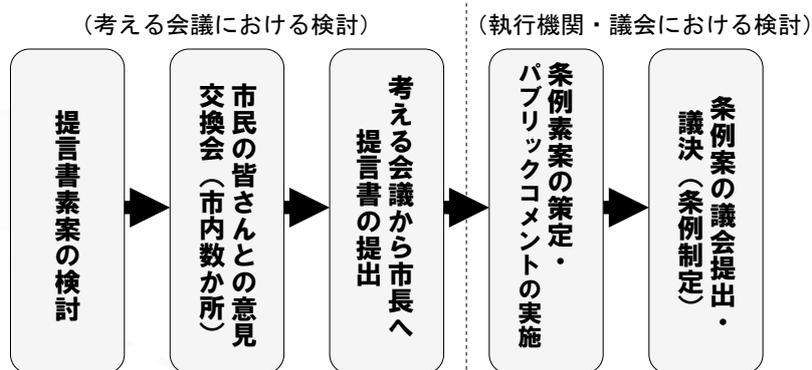
■ 市政運営の基本事項

● 市政運営の評価

- ・ 執行機関は、施策、事業等の評価を実施し、結果を公表(**施策・事務事業評価**)
- ・ 執行機関は、**協働のまちづくりの趣旨**にのっとり**事業等の評価を実施**し、結果を公表 (**協働事業評価**)

24

● 今後の検討の進め方



25